

(財政金融委員会)

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する

法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、国際金融公社及び国際開発協会が途上国支援を強化するため増資を実施するに当たり、我が国が両機関に追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、国際金融公社に対する出資総額が増額されることとなるに伴い、政府は、同公社に対し、従来の出資の額のほか、五億六千百十八万八千合衆国ドルの範囲内において出資することができる。

二、国際開発協会に対する出資総額が増額されることとなるに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、四千五億二千二百十五万円の範囲内において出資することができる。

三、この法律は、公布の日から施行する。